

《規制の必要性に係る参考情報》

不当表示に対する措置命令事件における不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条各号の適用状況及び情報提供の件数は以下のとおりである。

(単位：件)

区 分		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (9月末時点)
不当表示に 対する措置 命令事件に おける景品 表示法第4 条各号の適 用状況(※ 1)	第1号(優良誤認)	9	16	19	29	41	7
	第4条第2項適用 (不実証広告規制)	0	0	3	5	22	5
	第2号(有利誤認)	1	6	11	9	4	1
情報提供(※2)		152 (2,999)	355 (3,718)	392 (3,667)	425 (5,082)	560 (5,858)	124 (3,361)

※1 関係法条が2以上にわたる事件があるため、複数計上している場合がある。

※2 外部から提供された情報のうち、景品表示法違反被疑事案として処理することが適当と思われた情報の件数。括弧内の件数は外部から提供された情報の総数。なお、平成26年度の件数は速報値であるため、事後修正があり得る。